

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部豊島・文京支部組織運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部支部組織運営細則（以下「細則」という。）第33条第1項の規定に基づき、支部の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 支部長候補者及び支部監事の選出等

(立候補)

第2条 支部長候補者及び支部監事に立候補する者は支部総会当日に立候補の申出を行わなければならない。

(立候補受付の公示)

第3条 支部役員会は支部長候補者及び支部監事の立候補受付について、支部ホームページに記載する方法その他適当な方法により、正会員に周知するよう努めるものとする。

(立候補の資格)

第4条 支部長候補者になろうとする者は、当支部に所属する会員歴5年以上の正会員であり、10名の推薦状、または、支部役員会の推薦を受けて、支部総会開始60日前までに立候補する意思を支部事務所に書面で届け出なければならない。

2 支部長候補者及び支部監事になろうとする者は東京都本部役員資格審査委員会規程第7条に規定する条件を満たしていなければならない。ただし、支部監事については、同規程第7条第1項第1号中「(原則、本部・支部合算4年以上)」とあるのは「(原則、本部・支部合算2年以上)」と、第2号及び第3号中「委員長が本部長に役員候補者名簿を提出する日」とあるのは「選任時の支部総会開催日」と読み替え、第3号は適用しない。

(選挙の方法)

第5条 支部長候補者及び支部監事の選挙方法は、支部総会の決議による。

2 支部総会に出席できない正会員は、支部長候補者及び支部監事選出に関する議案については、議決権の代理行使及び書面による議決権の行使をすることができない。

(役員に関する届出書)

第6条 新たに就任した支部長候補者及び支部監事は就任と同時に本部長に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 支部長候補者就任承諾書
- (2) 支部監事就任承諾書

第3章 支部補助執行機関

(委員会の種別及び管掌事項)

第7条 支部に次の委員会を置き、管掌事項は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
 - ア 会議の開催に関する事項
 - イ 会員の入会、退会及び変更手続き等に関する事項

- ウ 人事に関する事項
- エ 行政、他団体及びその他外部との連絡に関する事項
- オ 宅地建物取引士資格試験の実施への協力に関する事項
- カ 事務局の指導監督に関する事項
- キ その他庶務一般及び他の委員会に属しない事項
- (2) 財務委員会
 - ア 収支予算の編成及び運用に関する事項
 - イ 収支決算の報告に関する事項
 - ウ その他の会計及び経理に関し必要な事項
 - エ 資産の運用管理に関する事項
- (3) 広報委員会
 - ア 広報活動に関する事項
 - イ 都民・宅地建物取引業従事者に対する知識の普及啓発に関する事項
- (4) 相談委員会
 - ア 不動産の相談に関する事項
- (5) 組織委員会
 - ア 組織の拡充強化に関する事項
 - イ 会員実態調査の実施に関する事項
 - ウ 会員増強に関する事項
- (6) 教育研修委員会
 - ア 都民・宅地建物取引業従事者に対する知識の普及啓発に関する事項
 - イ 研修資料の作成に関する事項
 - ウ 不動産保証協会から委託される法定研修会に関する事項
- (7) 流通推進委員会
 - ア 不動産流通の近代化促進に関する事項
 - イ 不動産価格の調査に関する事項
 - ウ 流通協業化に関する事項
 - エ その他流通業務の指導運営に関する事項
- (8) 自主規制委員会
 - ア 会員の宅地建物取引業法違反及び取引に関する紛争の調査、処理及び指導に関する事項
 - イ 宅地建物取引業者間の紛争処理に関する事項
 - ウ 公正競争規約普及及び指導員養成講座への参加に関する事項
 - エ 公正競争規約に基づく指導監督に関する事項
- (9) 厚生委員会
 - ア 会員相互の親睦・交流及び福利厚生に関する事項

(特別委員会)

第8条 支部は必要に応じ支部役員会の決議を経て特別委員会を置くことができる

2 委員長、副委員長及び委員の選任は支部役員会の承認を得て、支部長が委嘱する。

3 特別委員会がその任務を終了したときは、支部役員会の決議を経て解散する。

(委員の選任)

第9条 委員長・副委員長・委員の選任は、支部役員会の決議を経て、支部長が委嘱する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、別に定めのある場合を除き、細則第19条の定めるところに準ずる。

(委員会の運営)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長がこれにあたる。

3 委員会は、別に定めのある場合を除き、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし委任状（電磁的記録を含む。）をもって出席とみなす。

4 委員会の決議は、別に定める場合を除き、出席した委員の過半数をもって行う。

第4章 雑 則

(役員の委嘱)

第12条 支部長は、支部の円滑な運営を図るために必要があると認めるときは、法人である正会員の当該法人役員である者に対して、支部職務執行者に含めない支部役員として委嘱することができる。

2 前項の支部役員は、支部総会及び支部役員会へ当該法人の代表者になり出席することができるが、議決権を有しない。

(報告)

第13条 支部長は、細則に別に定めるもののほか、次の事項については、すみやかに本部長に報告しなければならない。

(1) 会員が、業務に関し法令に違反し、又は違反するおそれのある行為があり、その他当本部の信用を失う行動をしたとき

(2) 会員に関する異動、その他重要な変動があったとき

(3) 支部役員に異動があったとき

(規程の準用)

第14条 支部総会運営にあたっては、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部総会議事運営規程を準用する。この場合において、同規程中、「当本部代議員」若しくは「代議員」とあるのは「正会員（正会員が法人である場合には宅地建物取引業法第6条の免許証に記載された代表者。）」と読み替える。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、支部役員会の決議を経て、東京都本部理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、東京都本部理事会において規程モデルの改廃が決議された場合は、支部役員会の決議を経ることなく、東京都本部が定めた日をもって当然に改廃がなされる。

附則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成29年2月14日支部役員会において一部改正決議、同年3月15日施行（同年1月20日開催の第6回東京都本部理事会において、モデル規程の改正に基づく改正手続となるため第14条に基づく承認を要しない旨を申し合わせ）。

3 平成31年3月11日 一部改正、同日施行

4 令和4年11月4日 一部改正、同日施行

5 令和5年1月16日東京都本部理事会一部改正、同年1月17日総本部へ資格定立申請、同年3月17日総本部承認（同日施行）

6 令和6年1月18日東京都本部理事会一部改正、同年3月13日施行

7 令和7年1月17日東京都本部理事会一部改正、同年4月1日施行